

兵 庫 県 職 業 能 力 開 発 審 議 会 条 例

昭 和 38年 4 月 1 日

条 例 第 60号

改 正 昭 和 44年 10月 13日 条 例 第 46号 昭 和 60年 10月 9 日 条 例 第 28号
平 成 12年 3 月 28日 条 例 第 3 号 平 成 13年 6 月 13日 条 例 第 36号
兵 庫 県 職 業 訓 練 審 議 会 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

兵 庫 県 職 業 能 力 開 発 審 議 会 条 例

題 名 改 正 〔 昭 和 60年 条 例 第 28号 〕

（ 趣 旨 ）

第 1 条 この 条 例 は、 職 業 能 力 開 発 促 進 法 （ 昭 和 44年 法 律 第 64号 ） 第
91条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、 兵 庫 県 職 業 能 力 開 発 審 議 会 （ 以 下 「 審
議 会 」 と い う 。 ） に 関 し て 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る 。

一 部 改 正 〔 昭 和 44年 条 例 46号 ・ 60年 28号 ・ 平 成 12年 3 号 ・
13年 36号 〕

（ 組 織 ）

第 2 条 審 議 会 は、 委 員 15人 以 内 で 組 織 す る 。

（ 委 員 の 委 嘱 ）

第 3 条 委 員 は、 次 に 掲 げ る 者 の う ち か ら、 知 事 が 委 嘱 す る 。 こ の 場
合 に お い て、 関 係 労 働 者 を 代 表 す る 委 員 の 数 及 び 関 係 事 業 主 を 代 表
す る 委 員 の 数 は、 そ れ ぞ れ 同 数 と す る 。

（ 1 ） 関 係 労 働 者 を 代 表 す る 者

（ 2 ） 関 係 事 業 主 を 代 表 す る 者

（ 3 ） 学 識 経 験 を 有 す る 者

一 部 改 正 〔 昭 和 44年 条 例 46号 〕

（ 委 員 の 任 期 ）

第 4 条 委 員 の 任 期 は、 2 年 と す る 。 た だ し、 補 欠 の 委 員 の 任 期 は、
前 任 者 の 残 任 期 間 と す る 。

2 委 員 は、 再 任 さ れ る こ と が で き る 。

3 委 員 は、 そ の 任 期 が 満 了 し た 場 合 で あ つ て も、 後 任 者 が 委 嘱 さ れ
る ま で の 間 は、 そ の 職 務 を 行 な う も の と す る 。

一 部 改 正 〔 昭 和 44年 条 例 46号 〕

(特 別 委 員)

第 5 条 審 議 会 に は 、 委 員 の ほ か 特 別 委 員 を 置 く こ と が で き る 。

2 特 別 委 員 は 、 関 係 行 政 機 関 の 職 員 の う ち か ら 知 事 が 任 命 し 、 又 は 委 嘱 す る 。

3 特 別 委 員 は 、 議 決 に 加 わ る こ と が で き な い 。

追 加 〔 昭 和 44 年 条 例 46 号 〕

(会 長)

第 6 条 審 議 会 に 、 会 長 を 置 く 。

2 会 長 は 、 学 識 経 験 を 有 す る 者 の う ち か ら 委 嘱 さ れ た 委 員 の う ち か ら 、 委 員 が こ れ を 選 挙 す る 。

3 会 長 は 、 会 務 を 総 理 し 、 審 議 会 を 代 表 す る 。

4 会 長 に 事 故 が あ る と き 、 又 は 会 長 が 欠 け た と き は 、 あ ら か じ め 会 長 の 指 名 す る 委 員 が 、 そ の 職 務 を 代 理 す る 。

一 部 改 正 〔 昭 和 44 年 条 例 46 号 〕

(会 議)

第 7 条 審 議 会 は 、 会 長 が 招 集 す る 。

2 審 議 会 は 、 委 員 の 過 半 数 の 出 席 が な け れ ば 、 会 議 を 開 く こ と が で き な い 。

3 審 議 会 の 議 事 は 、 出 席 委 員 の 過 半 数 で 決 し 、 可 否 同 数 の と き は 、 会 長 の 決 す る と ころ に よ る 。

一 部 改 正 〔 昭 和 44 年 条 例 46 号 〕

(幹 事)

第 8 条 審 議 会 に 、 幹 事 若 干 人 を 置 く 。

2 幹 事 は 、 関 係 行 政 機 関 の 職 員 の う ち か ら 、 知 事 が 任 命 し 、 又 は 委 嘱 す る 。

3 幹 事 は 、 会 長 の 命 を 受 け て 所 掌 事 務 に つ い て 、 委 員 を 助 け る 。

一 部 改 正 〔 昭 和 44 年 条 例 46 号 〕

(補 則)

第 9 条 こ の 条 例 に 定 め る も の の ほ か 、 審 議 会 の 運 営 に 関 し て 必 要 な 事 項 は 、 審 議 会 が 定 め る 。

一 部 改 正 〔 昭 和 44 年 条 例 46 号 〕